

小梨地区協働のまちづくりネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、小梨地区協働のまちづくりネットワークという。

(目的)

第2条 この会は、地域住民、自治会、市民活動団体、NPO法人、企業、学校、公民館、行政等が連携し、得意分野を活かしながら、小梨地区らしい住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事項について協議し、その事業を推進する。

- (1) 環境に関すること
- (2) 安心安全に関すること。
- (3) 高齢者支援に関すること。
- (4) 交流に関すること。
- (5) その他地域福祉及び振興に関すること。

第2章 会員

(会員)

第4条 この会の会員は小梨地区内に住所を有する住民及びこの会の活動に関係する機関・団体とする。

第3章 役員

(役員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|------|----------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名以内 |
| 事務局長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 会計監査 | 2名 |
| 代議員 | 必要な人数を置く |

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、事務局長、会計、監査は、会員の中から立候補及び推薦によって選出し、代議員会において決議する。

2 代議員は、自治会の会長、副会長及びこの会の活動に協力する機関・団体の代表者とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1 会長はこの会を代表し会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、この会の事務を行う。

4 代議員は、会員を代表し、基本事項・重要事項を審議する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員の仕事は、それぞれ前任者又は現任者の仕事の残存期間とする。

3 役員は、仕事満了又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 機関、団体の代表者として役員に就任した者が、その職を辞したときは、後任者がこれに代わるものとする。

第4章 会議

(会議の種類)

第9条 この会の会議は、代議員会、役員会とする。

(会議の構成)

第10条 代議員会は、代議員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計をもって構成する。

(権能)

第11条 代議員会は次の事項について議決する。

(1) 規約の変更に関すること。

(2) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関すること。

(3) 事業報告及び収支決算に関すること。

(4) 役員を選任又は解任に関すること。

(5) 部会の設置及び廃止に関すること。

(6) その他運営に関する重要事項に関すること。

2 役員会は次の事項について議決する。

- (1) 代議員会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 代議員会に付議すべき事項に関すること。
- (3) 代議員の入会・脱退に関すること。
- (4) その他代議員会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で議決のうえ執行し、会長は、これを代議員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(召集)

第12条 代議員会及び役員会は、会長が招集する。

(議長)

第13条 代議員会及び役員会の議長は、会長とする。

(定足数)

第14条 会議は、代議員会においては代議員の、役員会においては構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第15条 代議員会及び役員会の議事は、出席した人の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第16条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、議事について書面をもって、表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第14条の規定する定足数について、会議に出席したものとみなす。

第5章 会計

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、団体負担金、助成金、寄付金等を持って充てる。

(事業年度)

第18条 この会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年の3月31日とする。

第6章 雑則

(細則)

第19条 この規約の施行に必要な細則は、役員会の議決を経て、代議員会に報告し、承認を得る。

附 則

1. この規約は、平成20年3月24日から施行する。